

2019年4月吉日

奨学金事務担当者 様

一般財団法人 加根又奨学会
代表理事 菅 徳太郎

2019年度奨学生募集のご案内

拝啓 貴校益々御発展のこととお慶び申し上げます。

おかげをもちまして、当奨学会も卒業した学生が383名を数え、皆、立派な社会人として活躍しております。

つきましては、今年度の募集要項を別紙の通りご案内致します。ご多用中とは存じますが、学生にご案内下さいますようお願い申し上げます。

尚、書類の部数が不足の場合は、コピーでもかまいませんのでよろしくお願い致します。

敬 具

〒890-8535 鹿児島市西別府町 3200 番地 6
株式会社 加根又本店内
一般財団法人 加根又奨学会
TEL(099)282-7600
担当：口中道（くちなかみち）

2019年4月吉日

2019年度奨学生募集要項

一般財団法人 加根又奨学会
代表理事 菅 徳太郎

2019年度高等学校・専門学校・短期大学・大学の奨学生を次のとおり募集します。

1. 趣 旨

この奨学制度は、学業及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に奨学援助を行い、地元鹿児島県の発展に寄与する人材の育成をはかることをその目的としております。

2. 奨学生の種類、採用人員、貸与月額

学 校	募集人員	貸与月額
高 等 学 校	5 名	30,000 円
短大・専門学校		40,000 円
大 学		50,000 円

3. 応 募 資 格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子弟で、高等学校・専門学校・短期大学・及び大学に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難であると認められる者。

4. 貸与及び返還

(1) 貸与の期間

在学する高等学校・専門学校・短期大学及び大学の正規の修業期間とする。
ただし、2年生以上の者については、残余の修業期間とする。

(2) 奨学金の返還

高等学校・専門学校・短期大学及び大学を卒業後、6ヶ月を経過した日の属する月の翌月から年賦・半年賦または月賦で返還する。

① 返還の期間

貸与を受けた期間の2.5倍の年数とする。

② 正規の修学期間以前に退学または辞退したとき。

(ア) 貸与を受けた期間が1年未満の者	2.5年
(イ) 貸与を受けた期間が1年以上の者	5年

(3) 返還の免除

① 貸与を受けた者（退学処分を受けた者を除く）で、鹿児島県内に本社を有する民間企業に、当初から継続して就職している者については、その貸与を受けた金額の30%に相当する貸与額を返還したとき。

② 貸与を受けた者（退学処分を受けた者を除く）で、鹿児島県内に所在するa 県外企業の出先、b 地元公共団体、c 中央官公庁の出先機関、d 農協、e 医療法人・学校法人等に当初から継続して就職している者については、その貸与を受けた金額の50%に相当する額を返還したとき。

5. 提出書類

(1) 奨学金貸与願

(2) 在学学校の推薦調書

(3) 同一所帯者の所得証明書または源泉徴収票

6. 申請の手続

前項の提出書類を取りまとめて下記宛に送付して下さい。

7. 応募期間

2019年4月1日から5月7日まで。

8. 選考の方法

書類審査並びに面接のうえ選考委員会にはかり決定します。

書類審査の結果は不採用の方のみ連絡致します。書類ご提出後、連絡がない場合は面接を行いますので、面接日にお越し下さい。

9. 面接日

2019年5月13日(月) 13:00～ (株)加根又本店 1F 会議室にて実施

10. 採用者の決定、通知

2019年5月下旬に決定して、学校長を経て通知します。

11. 応募書類の問い合わせ先・提出先

〒890-8535 鹿児島市西別府町 3200 番地 6

株式会社 加根又本店内

一般財団法人 加根又奨学会

Tel(099)282-7600

担当：口中道 (くちなかみち)